

平成28年12月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成28年12月9日（金）
午後4時00分から午後5時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：無し

5、議事日程

- 第1 議第37号 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】
- 第3 報告第12号 農地法第18条の規定による小作解約に関する件【合意解約】
- 第4 議第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件
- 第5 議第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第6 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 健 一
次長 古 澤 要 介
係 今 村 太 一

事務局長 農業委員会事務局長の後藤です。
本日は高森町農業委員 14 名のうち 14 名全員の方が出席されています。
高森町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、過半数を超えていますので、本日の総会が成立することを報告します。
また、同規則第 4 条の規定により、会長が議長になるとされていますので、議事の進行をお願いします。
まず、会長より御挨拶をお願いします。

議長 皆さん、こんにちは。
それでは、議事に入ります。
「議第 37 号」

事務局 日程第 1 にあります「議第 37 号」議事録署名委員の指名に関する件。
高森町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定による議事録署名委員に関する件。
本委員会の決定に附する。
平成 28 年 12 月 9 日提出、高森町農業委員会会長宇藤元志。

議長 (複数委員) 議事録署名です、いかがいたしましょうか。
議長 議長に一任。

議長 それでは、4 番、竹内委員、5 番、古庄委員をお願いします。
「報告第 11 号」、事務局より報告をお願いします。

事務局 「報告第 11 号」農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。
【相続】等です。
別紙のとおり本委員会に報告する。
平成 28 年 12 月 9 日提出、高森町農業委員会会長宇藤元志。

議長 「報告第 11 号」1、2、3 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番、土地の所在「大字〇〇字〇〇」、同じく「大字〇〇字〇〇」、登記地目、現況地目「畑」、「3, 113 m²」「4, 561 m²」です。相続人は「大字〇〇字〇〇番地、〇〇〇〇様」、届出は「平成〇〇年〇〇月〇〇日、相続」です。
補足資料は、2 ページにその位置を示しています。
引き続き、番号 2 番、「大字〇〇字〇〇、畑、514 m²」、相続人、時効取得、「〇〇県〇〇、〇〇〇〇氏、平成〇〇年〇〇月〇〇日」届出です。
補足資料は 3 ページを御覧ください。
引き続き、番号 3 番、「大字〇〇字〇〇」、同じく「〇〇字〇〇」、2 筆とも登記地目「原野」、現況地目「山林」、登記地目「原野」、「贈与」相続人「〇〇市〇〇、〇〇〇〇さん」、届出日「平成〇〇年〇〇月〇〇日」で

す。

補足資料は、4ページを御覧ください。

以上です

議 長

「報告第11号」について、御質問ありませんか。

私のほうから時効取得の説明を事務局にお願いします。

事 務 局

この案件について、〇〇氏と〇〇氏の時効取得ですが、お互いの交換という形で時効取得が成立しています。お互いの持分を一転するという形で、昭和〇〇年〇〇月〇〇日に相続された土地の、持分2分の1ずつを交換して、平成〇〇年〇〇月〇〇日で時効取得が成立しているものです。その届出が今回なされたということです。

議 長

昭和〇〇年ですか。

事 務 局

昭和〇〇年〇〇月〇〇日です。

議 長

当初の交換行為から30年以上経過していることで、時効が成立していると思います、その後の登記上の届出だと思います、上記のような案件がここ最近何件か出てきています。このような内容は疑義がありますので、地元の農業委員はチェックしていただきたいと思います。

以上です。

次、いきます。

「報告第12号」

事 務 局

「報告第12号」農地法第18条の規定による小作解除に関する件。【合意解約】です。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成28年12月9日提出、高森町農業委員会会長宇藤元志。

議 長

「報告第12号」1から2について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局

番号1番、借受人「大字〇〇、〇〇〇〇」、貸出人「大字〇〇、〇〇〇〇」、土地の所在「大字〇〇字〇〇」、登記地目「一般田」、現況地目「田」。「1,731㎡」。双方合意による合意解約。

補足資料は、6ページを御覧ください。

番号2番、借受人「大字〇〇、〇〇〇〇」、貸出人「大字〇〇、〇〇〇〇」。土地の所在は34筆、資料のとおりですので、読み上げを省略させていただきます。双方合意による解約。

後ほど、3条で使用貸借による貸付が出てまいります、全て同じ場所になります、補足資料は、7ページから9ページに記載しています。

以上です。

議 長

「報告第12号」につきまして、御質問ございませんでしょうか。

(複数委員)

なし。

議 長 では、報告のとおりとさせていただきます。

次、「議第38号」

事務局 「議第38号」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成28年12月9日提出、高森町農業委員会会長宇藤元志。

議 長 農地利用集積関係です。事務局のほうから1、2番の説明をお願いします。

事務局 番号1番は、先ほど合意解約がなされた件の賃貸借権の設定です。

利用権の設定をうける者「大字〇〇、〇〇〇〇」、利用権を設定する者「大字〇〇、〇〇〇〇」「大字〇〇字〇〇、田、1,731㎡」です。契約期間は「5年間、平成28年12月1日から平成33年11月30日まで」、賃借料の設定は「反当たり5,000円」を設定しています。作物は「水稻」です。

なお、借受人の現在の耕地面積は、「1万6,009㎡」となっています。

なお、土地の所在等の場所は、補足資料11ページ、12ページを御覧ください。

番号2番、使用貸借権設定です。

利用権の設定をうける者「大字〇〇、〇〇〇〇」、利用権を設定する者「大字〇〇、〇〇〇〇」、利用権を設定する土地、全19筆。設定する利用権は「10年間、平成29年1月1日から平成38年12月31日まで」です。

補足資料の13ページから15ページを御覧ください。

以上でございます。

議 長 「議第38号」につきまして、御質問ございませんでしょうか。

(複数委員) なし。

議 長 ないようですので、「議第38号」については、説明のとおり承認をさせていただきます。

「議第39号」

事務局 「議第39号」農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成28年12月9日提出、高森町農業委員会会長宇藤元志。

議 長 「議第39号」番号1について、〇番、〇〇委員の件です。申し訳ございませんが、退席をお願いします。

【〇〇委員 退席】

議 長 番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番、譲受人「大字〇〇、〇〇〇〇」、譲渡人「大字〇〇、〇〇〇〇」、土地の所在「大字〇〇字〇〇」、登記地目「一般畑」、現況地目「一般田」、登記面積「1,166㎡」。申請事由は「所有権移転」です。
なお、譲受人の耕作面積は「4万4,506.42㎡」、耕作者の家族は「8名」。農振区域内外は「外」です。
補足資料17ページ、18ページを御覧ください。
以上です。

議長
(複数委員) 番号1につきまして、御質問ございませんでしょうか。
なし。

議長 ないようですので、番号1につきまして、承認とさせていただきます。
それでは、「議第39号」番号2につきまして、3番、白石委員より御説明をお願いします。

3番委員 番号2、譲受人「大字〇〇、〇〇〇〇」、譲渡人「大字〇〇、〇〇〇〇」、土地の所在地「大字〇〇字〇〇〇〇」、登記地目、現況地目ともに「一般畑」、登記面積が「2,441㎡」です。申請事由は「所有権移転」になります。譲受人の耕作面積は「1,470㎡」、家族が「2名」で、農地耕作者が「1名」です。農振区域内外は「外」になります。
補足資料の19ページと20ページを御覧ください。
以上です。

議長
(複数委員) 番号2につきまして、御質問ございませんでしょうか。
なし。

議長 ないようですので、番号2につきまして、承認とさせていただきます。
「議第39号」、申し訳ございません、番号が1になっていますが、番号3に訂正をお願いします。
番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号3番について、先ほど合意解約で報告しました案件です。
「大字〇〇、〇〇〇〇」、貸出人は「大字〇〇、〇〇〇〇」です。土地の所在は34筆、申請事由は「使用貸借権の設定」、借受人の耕作面積は「4万6,506㎡」、家族数は「3」、農振区域内外は、「内」と「外」があります。全部で34筆、34項目です。
なお、土地の所在等における補足資料は、21ページから25ページまであります
以上です。

議長 「議第39号」番号3につきまして、説明がありました。
地元の委員から何かあれば、お願いをしたいと思います。

地元委員 特になし。

議 長 ありませんか。ほかに「議第39号」番号3について、御質問等があればお伺いしたいと思います。

なければ承認という形にさせていただきます。

「議第40号」

事務局 「議第40号」農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。別紙のとおり本委員会の決定に附する。

平成28年12月9日提出、高森町農業委員会会長宇藤元志。

議 長 「議第40号」につきまして、6番、三森委員より説明をお願いします。

6番委員

「議案第40号」、農地法第5条審議資料。

譲受人「大字〇〇、〇〇〇〇」、譲渡人「大字〇〇、〇〇〇〇」、土地所在地「大字〇〇字〇〇」、登記地目、登記面積「一般畑、332㎡」です。転用目的、施設の概要「一般住宅、居宅」、転用理由「申請地は、高森町内でも住宅地に該当し、静かな環境にあり、スーパー、学校が近くにあり子育てしやすい環境のため」、農振区域内外「外」です。

あとは、資料は27ページと28ページ、御覧ください。

以上です。

議 長 「議案第40号」につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

(複数委員)

なし。

議 長

ないようですので、番号1につきまして、承認ということにさせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の議事の進行のほうを終わらせていただきます。